心ゆたかに

人権問題啓発誌
第43号

―部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために―

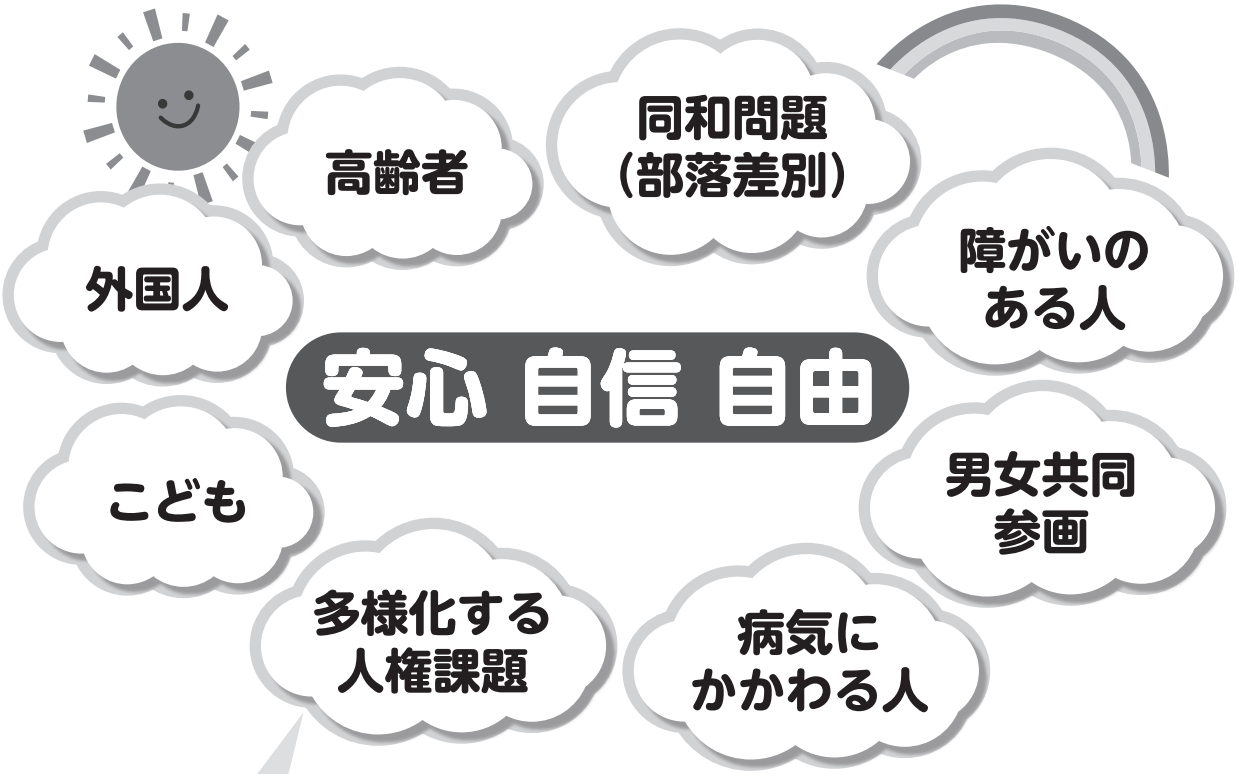
2025年（令和7年）8月1日　米子市総合政策部人権政策課　TEL（0859）23-5415　Eメール/jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン

第３次改訂を実施しました（令和７年３月）

米子市では、市民一人ひとりが**安心**して、**自信**を持って、**自由**に生活できる社会をつくっていくために、市の施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示す「米子市人権施策基本方針・推進プラン」を策定し、さまざまな施策を推進しています。
このたび、これまでの取組を継承発展させ社会情勢や各種法律、制度等の変化に対応するとともに、さらに認識が高まった人権課題を加えるなどの第３次改訂を行いました。

雲の中の８分野は、特に課題解決に取り組むこととしている人権課題です

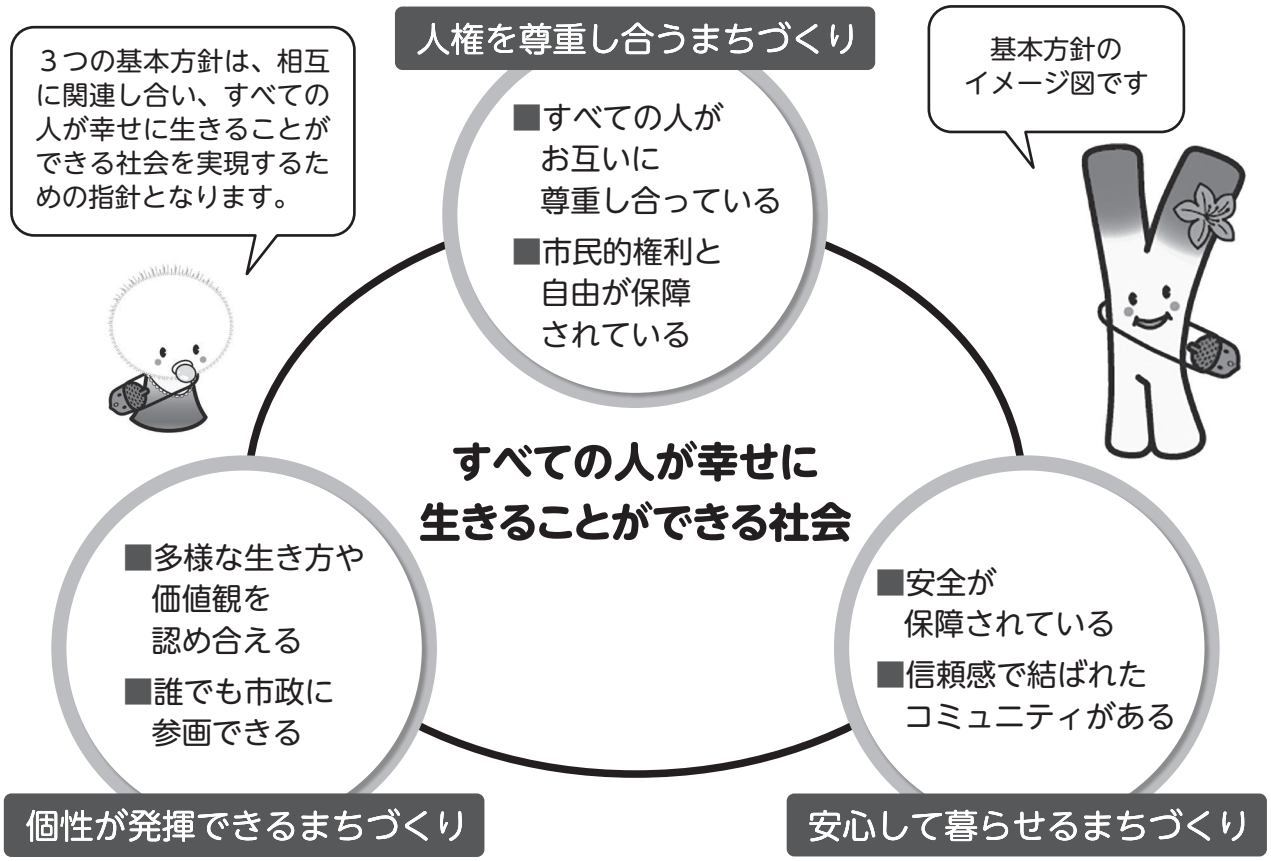


・犯罪被害者等　・多様な性のあり方
・生活困難者　・刑を終えて出所した人等
・インターネット上の人権侵害　・災害被災者
・ハラスメント　・アイヌの人々

詳しい内容はホームページでご覧いただけます。

米子市人権施策基本方針・推進プランの構成

基本方針　本市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。



推進プラン　基本方針を具現化するための道筋、取組の方向性を定めています。

1. 人権教育・人権啓発の推進

○人権に関する正しい情報、資料を収集し、市民へ提供します。
○日常生活での経験を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、人権を自分に関わる大切な問題として考えてもらえるよう、啓発の手法を工夫します。

2. 一人一人が主体となったまちづくりの推進

○誰もが地域社会の構成員として尊重され、ともに支え合うというソーシャルインクルージョンの考え方の大切さを啓発していきます。
○市民一人一人が、自由と権利を大切にし、お互いに支え合い尊重し合えるまちづくりを推進します。

＊ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)：「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

3. ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

○すべての人が利用しやすく、誰もが安全に安心して生活し社会参加できるユニバーサルデザインの考え方が社会に浸透するよう啓発していきます。
○建物や製品だけでなく、社会の仕組や制度なども含めたユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

4. 相談・支援体制の充実

○市民の相談を人権の視点で受け止めて、相談者に寄り添いながら解決方法を検討し、助言や、必要な機関への取次を行っていきます。
○どこに相談したらいいかわからない福祉の困りごとに対して総合相談支援センター「えしこに」で一体的に支援します。
○担当業務以外の困りごとも、どこに相談しても必要な相談先へ丁寧につなげる「断らない相談」に取り組みます。

5. 行政職員に対する人権研修の充実

課題別 基本方針・推進プラン

包括的な人権問題のほか、表紙の雲の中の８分野について、課題解決に取り組んでいます。

今回の改定では、これまで取り組んできた分野について、社会情勢や各種法律、制度等の変化などを考慮して、人権課題の追加、名称の修正や、内容の見直し等を行っています。

特に大きな変更事項

○「多様化する人権課題」に「ハラスメント」と「アイヌの人々」を追加しました。

- **ハラスメント**　職場や家庭などでのハラスメントが社会問題化していることから追加しました。
- **アイヌの人々**　平成31年に「アイヌ新法」が制定されたことなど、国の動向を鑑み追加しました。

○「性的マイノリティ」を「多様な性のあり方」に変更し、内容を見直しました。

- **多様な性のあり方**　第２次改訂版では「性的マイノリティ」としていましたが、生きづらさをつくり出す社会の問題を自分にも関係のあることとして捉え、理解を深めていただくため、名称を変更し、内容も併せて見直しました。



相談窓口



○米子市の相談窓口　月曜日～金曜日　8:30～17:15　祝日を除く

人権相談　人権政策課で相談に応じています。

電話：**(0859)23-5415**　Eメール：jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

ＤＶや女性の相談

米子市こども相談課　女性相談専用電話
ふれあいの里（錦町一丁目）
電話：**(0859)23-5138**
Eメール：kodomosoudan@city.yonago.lg.jp

福祉の困りごと

米子市ふれあいの里
総合相談支援センター　えしこに
電話：**(0859)21-8428**
Eメール：furesato@city.yonago.lg.jp

障がいのある人（米子市障がい者虐待防止センター）

米子市障がい者支援課
電話：**(0859)23-5159**

高齢者（米子市地域包括支援センター）

市内に9か所のセンターがあります
詳しいことはＱＲコードから➡

○鳥取県の相談窓口

人権相談（相談専用ダイヤル）　月曜日～金曜日　9：00～17：00　祝日を除く

・西部総合事務所県民福祉局西部振興課　電話：**(0859)31-9649**
・中部総合事務所県民福祉局中部振興課　電話：**(0858)23-3270**
・鳥取県庁人権局　電話：**(0857)26-7677**　Eメール：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

こども（米子児童相談所）

・児童虐待
電話：**(0859)33-1471**又は**#189**
・ヤングケアラー　電話：**(0859)33-2020**

こどもいじめ相談（県庁人権局）

電話：**(0857)29-2115**
Eメール：ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp

ＤＶ（配偶者暴力相談支援センター）

西部総合事務所県民福祉局地域福祉課
電話：**(0859)31-9304**
夜間休日相談電話：(0858)26-9807

性暴力被害者（性暴力被害者支援センターとっとり[クローバーとっとり]）

電話：**(0120)946-328**
詳しいことはＱＲコードから➡

犯罪被害者等（(公社)とっとり被害者支援センター）

電話：**(0120)43-0874**

刑を終えて出所した人（鳥取県地域生活定着支援センター）

電話：**(0857)22-6868**

ＬＧＢＴＱ寄り添い電話相談

電話：**(0120)65-1010**
相談日：第１・３水曜日　18：00～20：00
第２・４土曜日　15：00～17：00

○国（法務省）の相談窓口

相談窓口のページ

詳しいことはＱＲコードから➡